

東串良町告示第 65 号

東串良町森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

令和 3 年 6 月 10 日

東串良町長 宮原 順

### 東串良町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鹿児島県が定める「かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度実施要綱」に基づき認証される、CO<sub>2</sub>の吸収・固定・削減量に応じてインセンティブを付与することにより、更に森林吸収源対策の取組を促進することを目的として交付する東串良町森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)に関し、東串良町補助金等交付規則(平成元年東串良町規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるほか、必要な事項を定める。

(交付対象経費及び交付金の額等)

第 2 条 交付金の交付対象経費及び交付金の額、交付対象者は、別表 1 のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第 2 号様式)
- (2) 収支精算書(第 3 号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第 3 号のその他町長が必要と認める書類は、別表 2 のとおりとする。

3 交付申請の提出期限は、町長が別に定める日までとする。

(交付金の交付の決定及び確定の通知)

第 4 条 町長は前条の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査、調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金の交付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を交付金交付決定及び交付確定通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第 5 条 町長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することができるものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付請求書(第 5 号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条第 2 項の条件は、下記のとおりとする。

- (1) 交付対象者は、この要綱に従わなければならない。
- (2) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) この交付金にかかる収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておかなければならない。

(交付金の返納)

第7条 交付金交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この要綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この要綱及び規則の規定に違反したとき町長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別表1 (第2条関係)

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO <sub>2</sub> 吸収	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る。）</p> <p>1 森林の維持管理費（過去5年以内に施業等を実施したものに限る。）</p> <p>2 企業等のCSR活動費（森林の循環利用を促進するものに限る。）</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた吸収量（1 t-CO<sub>2</sub>）当たり3,000円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、県からCO<sub>2</sub>吸収量認証を受けた企業、NPO法人、森林ボランティア団体、その他町長が適当と認める団体等（ただし、県のCO<sub>2</sub>認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>
CO <sub>2</sub> 固定	<p>3 照明設備のLED化</p> <p>4 県産材木製品の購入</p> <p>5 庭木（木本類）の購入</p> <p>6 木質バイオマスの調達</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1 t-CO<sub>2</sub>）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、県からCO<sub>2</sub>固定量認証を受けた東串良町内の木造建築主（ただし、県のCO<sub>2</sub>認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>
CO <sub>2</sub> 排出削減	<p>7 木質バイオマスボイラー維持費（但し、機器のメンテナンス費用に限るものとする。）</p> <p>8 その他町長が認めたもの。</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1 t-CO<sub>2</sub>）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、県からCO<sub>2</sub>排出削減量認証を受けた事業者、公共施設管理者等（ただし、県のCO<sub>2</sub>認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>

別表2（第3条関係）

交付金の交付の対象となる事業	町長が必要と認める書類
CO <sub>2</sub> 吸収	<p>○認証書の写し</p> <p>○必要に応じて以下の書類を添付すること。</p>
CO <sub>2</sub> 固定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログ</li> <li>・位置図</li> <li>・図面（対象箇所のわかるもの）</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 排出削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真</li> <li>・領収書等の写し（単価や費用が確認できるもの）</li> </ul>